

協働事業提案制度フロー図

地 域



市民・団体

身近で気づいたこと、
自分たちの地域の課題・・・
どうすれば解決できるの？

市へ要望するだけでなく、自分たち
の地域のことだから、自分たちで
できることはやろう。

提 案

それには、自分たちと市で相談
しながらそれぞれ役割を決めて取り
組めば解決できそうだ。
市へ協働の提案をしよう！

提案者

提案できる人・団体

- (1) 市川市に住所がある人
- (2) 市川市に通勤している人
- (3) 市川市に通学している人
- (4) (1)～(3)の人を代表者とする団体
- (5) 市川市に事務所を有する法人

効 果

協働の芽・・・・・・・・
小さく始めて、大きく育ててい
こう！自らの地域は、自らが創ってい
こう！地域における、市民活動の一
層の促進、活性化が図られます。

役 割

協働事業における提案者と市の役割

例えば市役所では・・・
材料の購入、ノウハウ、規制の緩和、アドバイザーの派遣、場所
の提供、広報メディアの提供、バスの貸出など。
※ただし、市が直接、資金（補助金等）を提供することはありません。

例えば市民の皆さんからは・・・
技能、技術、知識、ノウハウ、情報の提供など

役割をお互いに分担して協働します。
また、役割の分担は様々な組み合わせが考えられます！



提案事業

提案できる事業のルール

- (1) 福祉、まちづくり、環境、その他の分野に係る地域の身近な課題を解決し
ようとするもの。
- (2) 市民生活の福祉、利便性、快適性などの向上に直接関係するもの。
- (3) 法令、条例等に違反しないもの。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を害するものでないこと。
- (5) 営利を目的としないこと。
- (6) 宗教的活動、政治的活動に係るものでないこと。
- (7) 市が補助金等の資金を直接支出するものでないこと。
- (8) その他本制度による協働事業として実施することが適切であるもの。

手 続

受 付

- ・提案書等を市に提出
※受付窓口はボランティア・NPO課

相 談

- ・協働事業に関係する部署との相談（協議）
を、ボランティア・NPO課の職員と一緒に
行います。
- ・相談内容・・・・事業内容、実施時期、提
案者の役割、市の役割など
- ・規模の大きなものや複数の部署に関する
事業等については、庁内検討委員会で協働事
業とするかどうかを検討します。
- ・また必要に応じて有識者等に意見を求めま
す。

決 定 （ 協 定 ）

- ・相談がまとまれば協働事業が決定されます。
- ・その後、市と協定を結びます。

実 施

- ・協働事業の実施

終了・評価

- ・進行状況を必要に応じて公表
- ・事業が終了
- ・事業実施報告書等の作成、提出
- ・事業実施報告書等を公表